

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

Newsletter

2 October 2018

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 26IoT 契約における法的サポート
のご案内

IoTビジネスを実際に契約書に落とし込む段階では、既存のビジネスとは異なった要素を考慮することが求められます。

これは、①今までの典型的な契約書式では対応できない、②IoTビジネス特有の法的リスクを適切に把握して、それを事前に予防・対処するための契約としなければならない、といった問題があるからです。ペーカーマッケンジーでは、

- IoT 契約に関するスキームについてのアドバイス
 - IoT 契約の留意点についてのご相談及び契約のドラフティング
 - IoT 契約から生じる各種の紛争等の法律問題に対応します。
- 詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 本件に関するお問い合わせ：
marketing.tokyo@bakermckenzie.com

M&A・海外進出に関する
社内研修プログラムのご案内

昨今の M&A や海外進出の対象国の多様化に伴い、限られた国や地域での経験や知識だけでは対応が難しいケースも増えています。

ペーカーマッケンジーでは、日本企業の法務部や海外進出業務担当者の方を対象とした社内研修用のセミナープログラムを提供しています。

- 国内外の M&A の経験が豊富な弁護士が講師を務め、開催回数と時間は、ご希望のプログラムの内容・レベル等を勘案して、フレキシブルに設定可能です。
- 詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 本件に関するお問い合わせ：
seminar.tokyo@bakermckenzie.com

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ペーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 26 となる本号では、BEPS 防止措置実施条約 (MLI) の発効時期、米国における外国投資リスク審査現代化法の成立等、最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [BEPS 防止措置実施条約 \(MLI\) の発効時期が判明—2019 年 1 月 1 日より発効](#)
- [国税庁、タックスヘイブン税制に関する改訂版 Q&A を公表](#)

2. OECD

- [OECD が利益分割法の適用に係る改訂ガイダンス \(最終報告\) を公表](#)

3. アジア

- [インドネシア：新しい公開会社買収ルールの制定](#)
- [タイ：新腐敗防止法：外国人への適用の明確化](#)
- [香港：2019 年コーポレートガバナンスコード改訂](#)

4. 米州

- [米国：外国投資リスク審査現代化法の成立](#)

5. 欧州

- [ロシア：贈賄に関する法人の訴追手続きの変更](#)

1. 日本

BEPS 防止措置実施条約（MLI）の発効時期が判明—2019年1月1日より発効

財務省は直近のプレスにおいて、BEPS 防止措置実施条約（MLI）の発効時期を公表した。MLI については、既に本年 5 月に国会での承認が済んでいたが、実際に MLI が我が国との関係で効果を生じるためには、MLI の批准書を OECD に寄託する必要があった（当該批准書の寄託後、概ね 3 ヶ月後に発効。）。すなわち、批准書の寄託がいつなされるかによって MLI の発効時期が決まることとなっていたが、これまで批准通告の時期は公にされてこなかった。

今回の発表により、早くも 2019 年 1 月 1 日より、次の 8 か国との間で MLI の効力が発生することが明らかとなった。

- ・ イスラエル
- ・ 英国
- ・ スウェーデン
- ・ ニュージーランド
- ・ ポーランド
- ・ オーストラリア
- ・ フランス
- ・ スロバキア

MLI の適用により現状の租税条約がどのような影響を受けるかは、OECD が公表しているマッチング・データベースで確認が可能であり、また、財務省ホームページでも、MLI の適用を選択した租税条約の締結国及び条文のリストの確定版が公開されている（これまでは暫定版のみが掲載されていた。）。さらに、現行の租税条約に MLI が適用された場合の統合条文が準備されているとのことである。少なからず影響が出ると考えられる事項としては、MLI 第 7 条（条約の濫用防止）第 1 項に規定する Principal Purpose Test（主要目的テスト）の導入であろう。主要目的テストは、「特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが当該対象租税協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得又は財産については、当該特典は、与えられない。」という規定であり、既存の条約に Limitation on Benefit（特典条項）がある場合又はない場合には、主要目的テストに置き換えられ又は主要目的テストが導入されることになる。特典を受けることが仕組み又は取引の「主たる目的の一つ」であれば、条約の特典が与えられない可能性が生じると考えられるが、主たる目的の一つかどうかは極めて主観的であり、かつ当該仕組み又は取引に事業目的があったとしても、特典を受けることも目的の一つであれば特典が与えられない可能性を生じさせる。実務的に混乱することも考えられる。

2019 年 1 月 1 日から MLI の効力が発生する上記 8 か国は、MLI 7 条（条約の濫用の防止）の適用において全て主要目的テスト（同 7 条 1）の適用を選択しているため、上記 8 か国との租税条約には主要目的が適用される。このうち、英国、スウェーデン、ニュージーランド、オーストラリア及びフランスとの間の既存の租税条約は特典条項を有する租税条約であるため、特典を受けることができる「適格者」の該当性判断は比較的予見可能性が高い（例えば上場会社は適格者に該当する）が、主要目的テストに基づく判断にあたっては新たに疑義が生じる可能性がある。

なお、外国子会社から直接日本の親会社に支払われる所得に関する現地国での主要目的テストの適用には懸念は基本的にないと考えられるが、外国子会社から第三国の子会社（例えば海外持株会社）に対して支払われる所得につ

いての現地国での主要目的テストの適用は、当該第三国の子会社の実体の程度によってはより懸念が大きいと考えられる。

加えて、本ニューズレターで取り上げているのは、あくまで日本が締結している上記8か国の租税条約についてのMLIの効力発生が2019年1月1日であることのみであり、外国子会社と第三国子会社との間の租税条約に関するMLIの適用時期には留意が必要となろう。

MLIについては本ニューズレターでも今後適用上の留意点について更なる解説を行う予定である。これまでのMLIに関する解説記事については、本ニューズレター ([Vol.11](#) および [Vol.12](#)) を参照されたい。

[最初のページに戻る](#)

国税庁、タックスヘイブン税制に関する改訂版 Q&A を公表

国税庁は、本年1月付で外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）に関するQ&Aを公表していたが、8月末に改訂版のQ&Aを新たに公表した。タイトルの変更から明らかなおり、その内容は平成30年度税制改正において新たに加えられたタックスヘイブン税制に関するガイドラインを含むものであり、実務上参照する機会が多いと思われる本資料がアップロードされたことによるインパクトは相当程度あると思われることから、以下、アップデートされた内容につき概略を述べる。

アップデート内容の概略

今回の改訂では、平成30年改正によって新設された制度に対する解説が主な追記箇所となっているが、その他いわゆるグループファイナンス特例について若干の追記がなされている。

改訂箇所の概略については以下の通りである。

• 実体基準・管理支配基準を満たすことを明らかにする書類の具体例：

平成30年改正によって、いわゆる実体基準又は管理支配基準を満たす書類の整備義務が課されたことに伴い、上記要件を満たすための書類の具体例が示されている（Q8の2）。

実体基準との関係では、単に固定施設の存在を示す資料（売買契約、賃貸借契約、登記簿謄本等）のみならず、当該固定施設が外国関係会社の主たる事業に必要であり、かつ実際に利用されていることを示す資料も必要であるとされている点に留意を要する。この資料の具体例としては、社内組織図、配席図、シフト表、定期報告書等が挙げられているが、要するに当該固定施設におけるオペレーションの内容を示す資料を整備しておくことが重要となる。

また、管理支配基準との関係では、事業方針や業績目標を定める書類、及び当該方針等を達成するための運営方針を決定していることを示す書類、さらに当該書類に基づき事業を執行していることを示す書類、という3つの観点で示されている。

平成30年改正では、当該書類整備義務を怠った場合には、実体基準・管理支配基準を満たさないと推定されることになっており、従前に比べ書類整備の重要性が一層高まっている。

• PMI 特例：

同様に平成30年度改正で新設された制度であるPMI特例（具体的内容と問題については、本ニューズレター[Vol.25](#)を参照）に関する具体例や留意点が示されている。Q&Aの内容については財務省が毎年公表している「国際課税関係の改正」に比して特に新規性がある記述は多くない。PMI

特例の要件の一つである、PMI 計画書要件については、経済産業省が本 Q&A の公表と同日付でその具体例を公表している。

• **グループファイナンス特例に係る補足：**

グループファイナンスを運営する上で、金融機関の提供するキャッシュマネジメントシステム（CMS）を利用する場合、当該金融機関との契約実務上、親会社と当該金融機関のみを契約当事者として契約（業務委託契約等）を締結し、外国関係会社については承諾書やサイドレターを差し入れるに留めるといった方式が取られることが多い。このような契約実務に鑑み、当該承諾書等の差入方式であっても、当該外国関係会社が当該 CMS の条件等について十分な検討・意思決定をしているのであれば、差入方式であってもグループファイナンス特例の要件充足性との関係で差し支えない旨、見解が示されている。

[最初のページに戻る](#)

2. OECD

OECD が利益分割法の適用に係る改訂ガイダンス（最終報告）を公表

2018年6月21日付で、経済開発協力機構（OECD）は、BEPS 行動 8-10 に関する 2015 年最終報告書（移転価格税制と価値創造の一致）の公表後も継続して議論を行っていた「利益分割法の適用に係る修正ガイダンス¹」（以下、「最終報告」）を公表した。これにより、現行の 2017 年版 OECD 移転価格ガイドライン第 2 章（移転価格算定方法）パート 3 のセクション C はこの最終報告に置き換えられることとなる。本ニューズレターでも [Vol.2²](#)、[Vol. 13³](#) と継続してこの動向を紹介してきたところだが、基本的な内容については最終的に 2017 年 6 月の討議草案に近い内容で最終化されている。以下に一部抜粋した例の通り、最終報告では利益分割法の適用を牽制する内容が多く盛り込まれた一方で、「各関連者によるユニークで価値ある貢献の存在は、利益分割法が移転価格算定方法として適切であることを示す最も明瞭な指標となる。（パラ 2.126）」のように「双方の当事者のユニークで価値ある貢献」が存在する場合には利益分割法の適用をこれまで以上に強く示唆している。

利益分割法の適用を牽制する記載

- 「比較可能性を有する独立企業間取引が欠如していること自体をもって、利益分割法が最適な方法であるとの結論を導くことは適切ではない（パラ 2.128）」
- 「関連者間取引と十分な比較可能性を有するが、同種ではない比較対象取引を用いた算定方法が、利益分割法を不適切に使用するより、信頼性が高いことが多い（パラ 2.128）」
- 「実際利益の利益分割は、実際の取引の正確な描写の結果、各関連者が経済的に重要なリスクを引き受け、リスクの引き受け等の結果として生じる利益や損失もシェアすべきと認められる場合にのみ最適方法となる。（パラ 2.159）」

利益分割法が最適方法となることの指標

OECD 移転価格ガイドラインの前章と同様に、この章でも「実際の取引の正確な描写」が、利益分割法の潜在的な適用可能性を判断する上で重要である

¹ <http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/revamped-guidance-on-the-application-of-the-transactional-profit-split-method-beps-action-10.htm>

² BEPS 行動 8-10 「利益分割法に関する修正ガイダンス（公開討議草案）」を公表— 実際利益への PS 法の適用には、取引の両当事者に「経済的に重要なリスクのシェア」を求める—

³ 「PS 法に関する修正ガイダンス（改訂討議草案）」を公表 — 「双方の当事者のユニークで価値ある貢献」を重要視—

こと確認している⁴。その上で、利益分割法が最適な算定方法になり得ることを示唆する指標として以下の3つが掲げられている。

① 双方の当事者にユニークで価値ある貢献がある (C.2.2.1)

最終報告では、ユニークで価値ある貢献（例：機能を果たす又は資産を使用するもしくは提供する）とは、(i)非関連者間取引においてなされた非関連者による貢献と比較可能ではないこと、並びに、(ii)当該貢献が事業活動から実際に又は潜在的に生じる可能性のある経済的利益の重要な源泉であることと説示している。さらに、この指標は最も明瞭な指標であると記されており、他の指標とやや書き振りが異なっていることは注目すべき点である。

② 互いの当事者の貢献を信頼性をもって分離して評価することができない場合等、事業活動が高度に統合されている (C.2.2.2)

この指標に当てはまる例として、以前のガイドラインから記載されていた金融商品に係るグローバルトレーディングの例の他、長期契約のもとで取引当事者の双方が多額の投資（例：資産的）を行っており、当該投資価値が他方の当事者の事業活動の成否に左右されるなどの高度な相互依存関係にある事業活動といった例が追加されている。

③ 双方の当事者が経済的に重要なリスク負担を共有しているか、又は密接に関連するリスクを個別に負担している (C.2.2.3)

「実際の取引描写に従い、取引を行う双方の当事者が取引に関する一つの経済的に重要なリスク負担を共有している場合に利益分割法が最適な方法となり得る⁵。」と説示している。また、「双方の当事者が経済的に重要なリスク負担を共有しているか、又は密接に関連する経済的に重要なリスクを個別に負担している場合には、（予測利益より）実際の利益での利益分割法の適用が最適方法であると考えられる。逆に言う、予測利益の分割は、経済的に重要なリスクの負担を一方の当事者に集中させる傾向になる。」としており、実際の利益分割法の利用は、経済的に重要なリスクの負担もしくは密接に関連するリスクを個別に負担していた場合に限られることを暗に示唆している。

この項の結論⁶で、これらの指標に関して、「一つ、又は複数の指標の有無によって、利益分割法が最適な方法となる、ならないといった結論が必ず導かれるわけではない」と示されている通り、最終的には「最適な移転価格算定方法の選定にあたっては、他の潜在的に利用可能な移転価格算定方法との相対的な妥当性や信頼性を比較考慮するべきである。」としている点には注意が必要である。

実際の利益分割法と予測利益分割法

この最終報告の大きな特徴の一つは、「実際利益の利益分割法は、実際の取引の正確な描写の結果、各関連者が経済的に重要なリスクを引き受け、これらのリスクの引き受け等の結果として生じる利益や損失もシェアすべきと認められる場合にのみ最適方法となる。（パラ 2.159）」としている通り、原則的に、実際利益に利益分割法を適用する場面は、経済的に重要なリスクを双方が負担している場合に限定していることである。このことは、無形資産の永久使用権の譲渡やロイヤルティの設定の場面で予測利益の分割法を用いてその取引価格を設定し、その後の取引において、一方の当事者は経済的に重要なリスクのシェアを行っていない場合には、実際利益による利益分割法を後知恵的に適用するべきではないとの考えを示しているのではないかとと思われる（事例の 13 を参照）。

⁴ パラ 2.125

⁵ パラ 2.139

⁶ パラ 2.145

コメント

我が国はこれまでに利益分割法を用いた大型の更正処分が多く行われてきた歴史を有し、近時の裁決事例においても利益分割法による更正処分が行われていることが確認されている。このことから、利益分割法の適用並びにその運用に係る諸問題は、多国籍企業が直面する移転価格問題の中で最重要課題であるといっても過言ではない。納税者は国内外の税務当局による意図せぬ利益分割法の適用を予防するためには、この最終報告の内容を踏まえた上で、取引開始段階で経済的に重要なリスクをどのように配置をするかを決定し、それを実際の取引並びに契約書に反映させると共に、3層構造の移転価格文書の適切な作成、並びに移転価格調査及び事前確認（APA）での慎重な対応が求められる。

[最初のページに戻る](#)

3. アジア

インドネシア

新しい公開会社買収ルールの制定

2018年7月25日に、インドネシア金融庁（OJK）は、新しい公開会社の買収に関するOJK規則（No.9/POJK.04/2018、「新規則」）を公表した。この新規則は、2011年5月31日の資本市場・金融機関監督庁長官決定（No. Kep-264/BL/2011）に附帯する公開会社の買収に関する資本市場・金融機関監督庁規則（No. IX.H.1、「旧規則」）に代わるものである。

新規則における主要な変更点

新規則によって変更された主要な点は以下のとおりである。

- ・ 新規則においては、ライツイシューに関する、強制的公開買付け（mandatory tender offer (MTO)）の除外規定の範囲が限定された。新規則では、「株主が、その株式保有割合に応じて権利を行使して、株式を取得した」結果、支配が取得された場合にのみ、除外規定が適用されることとなった。すなわち、ライツイシューにおいて、株式保有比率に応じて権利を行使すること以外で（他の株主から新株予約権を取得する場合など）、支配が取得される場合には、強制的公開買付け規制の対象となる。この結果、ライツイシューを用いたいわゆる裏口上場は、強制的公開買付け規制の対象となり得る。
- ・ 既存株主に引受権を与えない増資についても、新規則は強制的公開買付けの除外規定の範囲を制限する。新規則では、公開会社が経営難の状況にあって債務整理を行う過程で、既存株主に引受権を与えずに増資を行う結果、支配権が取得される場合にのみ、強制的公開買付けの除外規定が適用される。
- ・ 公開会社の新規公開目論見書で公表された買収については、新規則における買収及び強制的公開買付けの場外規定が適用される。
- ・ 新規則では、強制的な売却要件（セルダウン）が維持されているが、売却期間の延長が定められていない。

新規則の概要

原則として、公開会社の支配の変更があった場合には、新たに支配を取得した者は、除外規定の適用がない限り、当該公開会社の残りの株式について公開買付けを行わなければならない点は、旧規則と同様である。

1. **経営を支配する権限**： 新規則は、公開会社の経営の支配を示す書類や情報を例示している。このような書類や情報には、①ある株主が公開会社の議決権の過半数を有することを定める株主間契約、②定款又は契約に基づき、ある株主が公開会社の財務及び運営方針を支配する権限を有することを定める書類又はこれを示す情報、③ある株主が取締役会及びコミサリス会の多数のメンバーを選任又は解任する権限を有することを定める書類又はこれを示す情報、④ある株主が（その指名した取締役会及びコミサリス会のメンバーを通じて）取締役会及びコミサリス会の議決権の過半数を行使できることを定める書類又はこれを示す情報が含まれる。
2. **公表**： 買収及び強制的公開買付けの公表を、全国紙又はインドネシア証券取引所のウェブサイトで行うことができるとされている。インドネシア証券取引所のウェブサイトを通じた公表は、買収者が公開会社である場合にのみ可能である。
3. **間接買収**： 買収の対象となった公開会社（被買収会社）が、更に別の公開会社（間接被買収会社）を支配している場合、新規則のもとでは、被買収会社の連結財務諸表における、間接被買収会社の利益への貢献が50%未満である場合には、買収者は、間接被買収会社の他の株主に対して強制的公開買付けを行うことを義務付けられない。買収会社が被買収会社の支配を取得することにより、間接被買収会社の支配を取得し、かつ、被買収会社の連結財務諸表における、間接被買収会社の利益への貢献が50%超である場合には、買収者は、被買収会社及び間接被買収会社のそれぞれの株主に対して強制的公開買付けを行うことを義務付けられる。
4. **強制的公開買付けの主体**： 新規則では、買収者が直接又は間接に50%超の株式を保有する他の法人を指名し、強制的公開買付けを行わせることができることが明示された。
5. **除外規定の変更**： 新規則は、旧規則におけるライツイシュー及び既存株主に引受権を与えない増資の際の、買収の公表及び強制的公開買付けの除外規定の範囲を変更している。ライツイシューに関しては、株主が、その株式保有割合に応じて権利を行使して、株式を取得した結果、支配が取得された場合、既存株主に引受権を与えない増資については、公開会社が経営難の状況にあって債務整理を行う過程で、既存株主に引受権を与えずに増資を行う結果、支配権が取得される場合に、除外規定が適用されるとする。更に、公開会社の新規公開目論見書で買収が公表されている場合で、その買収がOJKによる新規上場の効力発行から1年以内に実施される場合には、買収公表及び強制的公開買付け規制の適用除外とされた。なお、買収者が買収公表及び強制的公開買付け規制の適用除外の適用を受ける場合であっても、原則として、少なくとも新聞1紙又はインドネシア証券取引所のウェブサイトを買収について公表することが求められている。
6. **公表及び価格制限に関する新条件**： ライツイシュー及び既存株主に引受権を与えない増資による買収の公表及び価格制限について、新規則では新たな条件を定めている。

	ライツイシュー	既存株主に引受権を与えない増資
買収の公表	株式発行の前営業日までに公表する	買収の前日までに公表する
強制的公開買付けの価格制限（被買収会社の株式がインドネシア証券取引所に上場されていて、直接買収される場合）	買収者の詳細を記載するライツイシューの公表の前90日間の各取引日の取引価格最高値の平均以上	増資の公表の前90日間の各取引日の取引価格最高値の平均以上

7. **セルダウン後の株主要件の廃止**： 買収者が公開会社の株式資本の80%を超える株式を保有することとなった場合、買収者は、一般株主が少なくとも20%の株式を保有するよう、当該公開会社の株式を処分しなければならない（セルダウン）。旧規則における、処分後少なくとも300人の株主がいなければならないという株主要件は、新規則では廃止された。但し、インドネシア証券取引所に上場している公開会社の場合には、300人以上の株主を含むインドネシア証券取引所の流通株式要件を満たす必要がある。インドネシア証券取引所の流通株式要件は移行期間がないが、新規則におけるセルダウン要件とあわせて運用されるものと考えられる。
8. **セルダウン期間**： セルダウンは、2年以内に行わなければならない。新規則では、セルダウン期間の延長を定める条項は含まれていない。新規則の説明では、旧規則では公開会社のセルダウン期間の延長によって法的な安定性が損なわれていたとされている。OJKとしてはセルダウン期間の延長の可能性を制限する意図があるものと考えられる。
9. **罰則**： 新規則では、他のOJK規則と同様の罰則が導入された。新規則で要求されている情報の提出の遅延について、罰金額は定められていない。そのため、罰則の内容については、資本市場法及びその施行規則が参照されることとなる。

[最初のページに戻る](#)

タイ

新腐敗防止法：外国法人への適用の明確化

腐敗の防止と抑制に関する憲法を補完する法律（新腐敗防止法）が2018年7月21日に官報で交付され、翌7月22日に施行された。新腐敗防止法は、1999年に施行された従前の腐敗防止法に代わるものである。新腐敗防止法の主たる目的は、特に腐敗及び意図的な違反行為を厳しく防止し、抑制することにある。

公務員の定義には、タイ政府に加えて、外国政府、国際機関、政治的な立場を有する者、憲法裁判所の裁判官、独立機関の職員及び国家腐敗防止委員会の委員を含む。

重要な変更の一つに、贈賄の主体に、タイ国内で事業を行う外国法人が明確に含まれるように定義が拡大されたことがあげられる。新腐敗防止法では、贈賄の主体は、個人、タイ法人及びタイ国内で事業を行う外国法人となる。

法人に関連して違反行為があり、かつ、その違反行為が法人の利益のためになされている場合には、法人が責任を免れるためには、違反行為を防止するための適切な内部統制制度を設けており、その内部統制制度が実際にその法人によって運用、活用されていたことを証明しなければならない。法人は、違反行為による損害額又は受領された資産の額の2倍を超えない額の罰金を科される可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

香港

2019年コーポレートガバナンスコード改訂

2018年7月27日に、香港取引所の子会社である香港証券取引所（Stock Exchange of Hong Kong Limited）は、コーポレートガバナンスコード（CGコード）及び上場規則の見直しに関する諮問にかかる結論を公表した。2019年1月1日から改訂後のCGコード及び上場規則が施行される予定である。

更に、諮問に対するフィードバックを踏まえて、香港証券取引所は、取締役に対する実務的なガイダンスを定める「取締役会及び取締役への指針」（取締役指針）を公表した。取締役指針は、上場規則の一部を構成するものではない。上場会社は取締役指針に示される実務を採用するかどうかの裁量を有している。

CG コードにおける主要な改訂は以下のとおりである。

- ・ 独立非執行取締役を含む取締役の選任に関する取締役会及び指名委員会の透明性及び説明責任の強化
- ・ 取締役会議長と独立非執行取締役との年 1 回の面談を含む、独立非執行取締役と上場会社との関係の透明性の強化
- ・ 独立非執行取締役の独立性の基準の強化
- ・ 取締役会の多様性（性別の多様性を含む）要件の改訂
- ・ 配当方針の年次報告書での開示

1. 独立非執行取締役に関する変更

独立非執行取締役の選任前の冷却期間： 独立非執行取締役の独立性の評価の基準を強化するため、選任前に上場会社との間で一定の関係を有する場合の冷却期間の定めが変更される。

対象者	現行冷却期間	新冷却期間	規則／コード条項
上場会社の主要な事業に関して重要な利害を有する者	なし	1 年	規則 3.13(4)
専門職アドバイザー	1 年	2 年	規則 3.13(3)
上場会社の監査委員会のメンバーに選任され得る、上場会社の監査法人のパートナー	1 年	2 年	コード C3.2

規則 3.13 条に基づき取締役の独立性を判定する際に、当該取締役の最も近い近親者（配偶者や 18 歳未満の子）についても同様の基準が適用される（規則 3.13 条の注記）。

上場会社間で 2 人以上の取締役が兼任している場合や、相互に重要な関係性を有する場合には、香港証券取引所は、コーポレートガバナンス報告書において、関連する取締役が独立していると考えられる根拠について説明することを推奨している（推奨されるベストプラクティス A.3.3）。

独立非執行取締役の職務時間： 取締役会は、独立非執行取締役の選任に際して、従前の規則に加えて、いかの追加情報を株主への通知に規則することが求められる。

対象者	追加規則	コード条項
7 以上の上場会社の取締役となっている独立非執行取締役候補者	取締役会は、独立非執行取締役が、なぜ、どのように取締役会のために十分な時間を確保できるかを説明しなければならない。	コード A5.5(2)

取締役会議長と独立非執行取締役の面談： 取締役会議長は、少なくとも年1回以上、他の取締役（執行取締役と非執行取締役）が参加しない状態で、独立非執行取締役と面談を行わなければならない（コード A2.7）。上場会社は、この条項を遵守しない場合には、年次報告書で説明しなければならない。

2. 取締役会の多様性及び指名方針

取締役会の多様性を促進するため、取締役会はコーポレートガバナンス報告書において多様性方針を開示するとともに、株主への通知において態様性に関する取り組みを説明しなければならない。

対象者	追加規則	上場規則／コード条項
全ての上場会社	<p>全ての上場会社は多様性方針を定め、コーポレートガバナンス報告書に開示しなければならない。</p> <p>多様性には、性別、年齢、文化的及び教育的背景並びに専門的経験を含む。</p>	<p>既存コード A.5.6 を規則 13.92 に格上げ</p> <p>別紙 14、強制開示要件 L.(d)(ii)</p>
全ての上場会社	<p>全ての上場会社は以下の情報を独立非執行取締役の選任の決議に関する株主への通知において説明するとともに、遵守しない場合には年次報告書において説明しなければならない。</p> <p>(a) 候補者の選定の過程並びに取締役会が当該個人を推薦する理由及び当該個人が独立していると考えられる根拠</p> <p>(b) 独立非執行取締役候補が7以上の上場会社の取締役となっている場合には、取締役会が、当該個人が取締役会のために十分な時間を確保できると考える根拠。</p> <p>(c) 当該個人が取締役会に貢献できる知見、技能及び経験。</p> <p>(d) 候補者の取締役会の多様性における役割。</p>	コード A.5.5

香港証券取引所は、多様性に関して以下の推奨を行っている。

- ・ 上場会社の多様性方針に従い、取締役会の関係者の外部の広い候補者から選定すること（取締役指針 3.5 項）
- ・ 取締役会の後継者計画を検討し、定期的に計画を見直すこと（取締役指針 3.9(4)）
- ・ 取締役の技能、経験、属性、能力並びに上場会社の戦略的方向性、後継者計画及び態様性への貢献の観点からの、取締役会のメンバーの技能マトリックスを開示すること（取締役指針 4.10-4.12）

多様性方針を検討するに際して、上場会社はその事業モデル及び個別の必要性を考慮した上で、評価要素の合理性について開示しなければならない。香港証券取引所は以下の要素を検討することを推奨する（取締役指針 4.9）。

- ・ 多様性の利益について明らかにすること
- ・ 上場会社の全てのレベルにおいて多様性を実現する方針を明確にすること
- ・ 多様性の状況について毎年評価を行うこと
- ・ 取締役会以下の全てのレベルにおける採用及び選定において多様な候補者が検討される仕組みを構築すること
- ・ 上場会社が従業員の能力開発のためのプログラムを定め、実施しているかを開示すること

3. 配当方針の開示

新コード条項 E.1.5 が導入され、株主及び投資家により上場会社の配当に関する情報を提供する一方で、上場会社に配当方針を開示しない柔軟性も許容している。

対象者	追加規則	コード条項
全ての上場会社	全ての上場会社は、年次報告書において配当方針を開示するか、開示しない場合にはその理由を説明しなければならない。	コード E.1.5

4. リスクマネジメント及び内部統制（任意規定）

本件証券取引所はリスクマネジメントのために以下の対応を行うことを提案している（取締役指針 5.5 - 5.11）。

- ・ 経営陣及び取締役会において確認されたリスクマネジメント方針及び手続きを書面で定めること
- ・ 内部統制システム及び認知されたリスクをレビューするための監査計画を定めること
- ・ 特に報告すべき取引及び関連取引の管理体制を含む、リスクマネジメント体制を検証し、発見された脆弱性を補完すること
- ・ 上場会社の事業に関して生じる内部的及び外部的リスクの根源を分析すること
- ・ 戦略的目的を達成することを阻害する可能性のある主要な戦略的リスクを管理する、リスクリストを作成し、毎年見直すこと
- ・ 10 から 20 のリスクをマトリックス化し、取締役会がこれらのリスクに対応するための内部統制制度を検討すること
- ・ 事業には常にリスクが伴うため、過度にリスク排除に集中することと、リスクに対して不十分な対応となることとの間で、適切なバランスをとること
- ・ コーポレートガバナンス報告書において上場会社のリスクマネジメント及び内部統制についての取締役会による年次レビューの結果を適切に開示すること

[最初のページに戻る](#)

4. 米州

米国

外国投資リスク審査現代化法の成立

2018年8月13日に米国において外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）が成立した。米国では以前より外資規制として対米外国投資委員会（CFIUS）による審査が行われていたが、FIRRMAの成立によって、CFIUSの審査対象の拡大等の規制が強化された。FIRRMAは主として中国系企業による投資に関する安全保障上の懸念を契機として導入されたものであるが、日本を含む全ての外国からの投資に影響を与える内容となっている。CFIUSによる審査対象の拡大や申告制度の導入等の重要な規定は、FIRRMA施行日（2018年8月13日）から18か月後の日又は財務長官がこれらの規定の運用に必要な規制や組織等の準備が完了したと決定した旨の官報公示の日から30日後の日のいずれか早い日において効力を有する。米国への投資を検討する日本企業は、CFIUSが制定することが予定されているRegulationの内容を含め、今後の具体的な規制内容について注視していく必要がある。

以下にFIRRMAの主要な点をまとめる。

CFIUSによる審査対象取引の拡大

CFIUSによる審査対象は外国企業が米国企業の支配権を取得することとなる投資であった。このような支配権を取得する投資に加えて、以下の要件を満たす投資についても新たに審査対象となる。

- ① (i)重要なインフラの保有、運営、製造、供給若しくはサービス、(ii)重要な技術の生産、設計、試験、製造、製作若しくは開発、又は(iii)国家安全保障を脅かす方法で使用され得る米国民個人の機微情報を管理若しくは収集を行う、米国事業に対する「その他の投資」であるもの。
- ② 「その他の投資」とは、概要、重要なインフラ、重要な技術又は米国民個人の機微情報に関する米国事業への外国人による直接又は間接の投資であって、(i)取締役会のメンバー若しくはオブザーバー権若しくは取締役会のメンバーの指名権、(ii)株式の議決権行使以外の方法による、事業の実質的な意思決定への関与、又は(iii)重要な非公開の技術情報へのアクセスを有することとなるものをいう。

また、空港若しくは港湾内の不動産又は米国の軍事施設やその他安全保障上重要な米国政府の施設に近接している若しくはこれらの施設における活動に関する情報収集が可能となり得る不動産の取得や賃借等も含まれる。さらに、CFIUSの規制に詳細が定められる、審査対象取引に係る規制を潜脱するためになされる取引も審査対象として含まれるようになった。

申告制度及び義務的な申告制度の導入

従来からの当事者によるCFIUSに対する届出（notification）に加えて、簡易な届出として申告（declaration）の制度が導入された。申告は、CFIUSの管轄となる可能性のある取引についてより簡便にCFIUSの見解を得られることを意図した制度で、CFIUSは、申告書の提出から30日以内に何等かの見解を示すことが求められている。

また、外国政府が直接間接を問わず相当な持分を保有している外国企業が米国企業に対して投資をする場合には、申告書の提出は義務付けられることと

なった。なお、かかる申告書の提出が義務付けられる取引類型は、CFIUS の定める規則により拡大される可能性がある。

その他の変更

CFIUS による初期審査期間は 30 日間から 45 日間に延長された。この 45 日間の審査期間については、規則で定められる特別な状況においては、更に 15 日間の延長が認められる。

FIRREA により、CFIUS に対して新たに届出費用を課す権限が与えられる。具体的な金額は規則に定められることになるものの、取引価格の 1% 又は 30 万米ドルのいずれか低い方が上限とされる。

また、CFIUS は、対象取引に関する審査又は調査の間取引を中断させることができ、中断された取引についても当事者に条件を課すことができる。更に、CFIUS に届出がなされずに完了した取引の場合、米国の安全保障への危険を緩和させるために必要と考える条件を外国投資家及び対象となった米国企業に対して課すことができるようになった。

[最初のページに戻る](#)

5. 欧州

ロシア

贈賄に関する法人の訴追手続きの変更

2018 年 8 月 14 日に発効した新法（2018 年 8 月 3 日付連邦法「ロシア行政違反法に関する改正法」）により、ロシアにおける法人は、国内の贈賄事件について、（情報開示などにより）違反の発見を補助する若しくは捜査に協力する、又は贈賄が強要されたものであった場合には、責任を免れ得ることとなった。

新法は、会社による贈賄を禁止するロシア行政違反法 19.28 条を補完するものである。同条は会社を代理し又は会社の利益のためにある者が賄賂を供することを約した場合にも、広く会社を訴追するために適用されてきた。違反に対しては、賄賂の金額の 3 倍、30 倍又は 100 倍を上限とする高額の罰金が課される。

また、新法は、裁判所に贈賄事件捜査の被疑法人の資産を凍結する権限を与えている。裁判所は、贈賄事件の捜査の対象となっている会社の資産を、罰金額の上限に至るまで凍結することができる。更に、罰金額を支払うために十分な資産がないと認める場合には、当該会社の銀行口座を凍結する権限も裁判所に与えられている。裁判所は、検察官の請求により、被疑法人に対する事前の通知なく、その資産又は銀行口座の凍結について判断を行う。なお、裁判所の命令は後に被疑法人に送達される。銀行口座が凍結された場合には、被疑法人が有罪とならなかった場合又は罰金を支払った場合に解除される。

ロシアにおける贈賄対策として新法がどの程度有効であるかは今後明らかになるが、新法により、ロシアにおいて事業を行う会社が、贈賄防止のための社内制度を整備し、かつ、これを効果的に運用していくことの重要性がより増したといえる。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー & マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー & マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー & マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。